

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

10月3日(月)から

区役所税務課(2階)の課税・納税証明書窓口でキャッシュレス決済が使えるようになります

対象となる手数料

特別区民税・都民税の課税証明書・納税証明書発行の手数料

取り扱う決済種別

- 電子マネー
 - iD、QUIC Pay、WAON、nanaco、楽天Edy
- クレジットカード
 - VISA、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club
- 2次元コード
 - PayPay、d払い、楽天ペイ、au PAY、メルペイ、Alipay、WeChat Pay
- 交通系電子マネー
 - Suica、Kitaca、TOICA、ICOCA、SUGOCA、PASMO、nimoca、manaca、はやかけん

注意事項

- 日本橋・月島特別出張所の窓口では取り扱っていません。
 - 現金との併用での支払いはできません。
 - 区役所でのチャージはできません。
 - 窓口でのキャッシュレス決済は課税証明書などの手数料の支払いのみです。
 - 特別区民税・都民税などの支払いは引き続き、納付書を用いた納付をお願いします。
 - 特別区民税・都民税などの支払い方法は区のホームページ、納付書の裏面などをご確認ください。
- 税務課収納係 ☎(3546)5277

都市計画(原案)の公告・縦覧

名称	月島一丁目地区地区計画の変更(原案)	勝どき六丁目地区地区計画の変更(原案)
縦覧期間(※)	9月21日(水)~10月4日(火) 午前9時~午後5時(閉庁日を除く)	
縦覧場所	区役所5階都市計画課	①都庁第二本庁舎12階北側 都市整備局都市づくり政策部都市計画課 ②区役所5階都市計画課
意見書の提出期間(※)	9月21日(水)~10月11日(火) 午前9時~午後5時(閉庁日を除く)	
意見書の提出先	都市計画課都市計画係	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課
意見書に関する注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 月島一丁目地区地区計画区域内または勝どき六丁目地区地区計画区域内の土地の所有者および都市計画法施行令第10条の4に規定する利害関係を有する方は、意見書を提出することができます。 意見書は住所・氏名・電話番号・都市計画(原案)の名称を記入の上、提出してください。 意見書を郵送で提出する場合は意見書提出期間最終日の消印有効となります。 月島一丁目地区地区計画については、意見書を電子申請で提出することもできます。 ◎詳しくはHPをご覧ください。 	
説明資料配信	<ul style="list-style-type: none"> 配信内容 都市計画(原案)の説明資料などを配信します。詳しくはHPをご覧ください。 配信期間(※) 9月21日(水)午前9時~10月4日(火)午後5時 	<ul style="list-style-type: none"> ご覧いただけない場合は縦覧場所において資料を配布しますので来庁ください。 HP: https://www.city.chuo.lg.jp/kankyo/keikaku/kokoku/_user_tosikei_time_20220826144203327.html
問い合わせ先	都市計画課都市計画係 ☎(3546)5468	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 ☎(5388)3225 土地利用計画課 ☎(5388)3318

(※)変更となる可能性があります。詳しくはHPをご覧ください。

商工業融資のご案内

商工業融資の概要

区内中小企業(個人を含む)を対象に、金融機関への融資あっせんと利子の一部補給および保証料補助を行う融資制度を常時実施しています。事業資金として運転資金と設備資金に利用できます。資金計画を立て、有効にご活用ください。

申し込み要件

- 区内に事務所または事業所を有し、同一事業(東京信用保証協会の保証対象業種)を1年以上営んでいること
- 都民税(法人)または特別区民税(個人)を滞納していないこと
- 法人は区内に登記があること
- ◎事業所が「法人登記及び住所利用」や「郵便物の受け取り」のみに限定されたバーチャルオフィス契約の場合は要件に該当しません。
- ◎ご利用に当たっては予約が必要です。

新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金

申し込み要件

- 上記「商工業融資の概要」内の申し込み要件を満たし、かつ、次の(1)または(2)のいずれかに該当すること
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が令和元年以降のいずれかの年の同期と比較して減少していること
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高が令和元年以降のいずれかの年の1月から12月までの月平均の売上高と比較して減少していること

申込期限

令和5年3月31日(金)
資金使途・融資限度額

運転資金

2,000万円(融資限度額までの差額利用が1回限り可能です)

借受人負担利率

年0.1%

◎ご利用に当たっては予約が必要です。

借換資金(新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金)

中央区新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金の残高の借り換えができる融資制度です。据置期間や返済期間の見直しにご活用ください。

申し込み要件

上記「商工業融資の概要」内の申し込み要件を満たし、かつ、新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金を返済中であること

受付期間

令和5年3月31日(金)まで

年末特別資金

年末に一時的に必要な運転資金の調達ができるよう、毎年実施しています。

受付開始日

10月3日(月)

あっせん限度額

300万円

借受人負担利率

年0.5%

返済期間

11カ月以内(据え置き1カ月を含む)

◎ご利用に当たっては予約が必要です。

マル経融資のご案内(小規模事業者経営改善資金融資制度)

マル経融資は商工会議所の経営指導と推薦により日本政策金融公庫から事業資金として融資される安心で有利な国の制度です。

●通常枠

利用できる方

従業員が20人以下(ただし商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主

融資限度額

2,000万円(令和5年3月31日(金)日本政策金融公庫受け付け分まで)

資金使途・返済期間

- ・運転資金 7年以内(据え置き1年を含む)
- ・設備資金 10年以内(据え置き2年を含む)

担保・保証人

不要(信用保証協会の保証も不要)

利率

年1.21%(8月1日現在)

◎区内事業所には利子の補助制度があります。

●特例措置

利用できる方

通常枠の要件に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1カ月間などの売上高または過去6カ月(最近1カ月を含む)の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少またはこれと同様の条件を必要とします。

取扱期間

お問い合わせください。

融資限度額

別枠1,000万円

資金使途・返済期間

- ・運転資金 10年以内(据え置き3年を含む)
- ・設備資金 10年以内(据え置き4年を含む)

担保・保証人

不要(信用保証協会の保証も不要)

利率

通常枠より、当初3年間0.9%引下げ
年1.21%→年0.31%(8月1日現在)

◎特別利子補給制度により、売上高が急減した事業者については当初3年間実質無利子です。

◎他にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◎審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

問・マル経融資について

東京商工会議所中央支部

☎(3538)1811

・その他について

工商観光課相談融資担当

☎(3546)5330

第19回 2022年

子どもとためす環境まつり

~体験型環境学習に参加しよう~

日時

10月1日(土)(雨天実施)
午前10時~午後3時

会場

佃島小学校

内容

子どもから大人まで誰でも楽しみながら環境について体験学習できるイベントです。

持ち物

上履き、マスク着用

主催

中央区環境保全ネットワーク

共催

中央区、中央区教育委員会

後援

環境省関東地方環境事務所、東京都環境局、東京商工会議所中央支部、中央区社会福祉協議会

問中央区環境保全ネットワーク事務局(担当:

岸本)

☎(3536)4488

